

【事例集】

「農業信用保証保険制度」及び「信用補完制度」
～両制度の概要・対象業種等についてご紹介します～

農林水産省、経済産業省
平成24年7月

本事例集の作成にあたって

農業者等の信用力を補完し、必要とする資金を円滑に融通するための制度として農業信用保証保険制度が、また中小企業者の信用力を補完し、金融の円滑化を図る制度として信用補完制度があります。近年、中小企業者が農業に進出するケースや、農業者が生産のみならず加工・販売まで一貫して事業を行うケースなど、いわゆる「6次産業化」が進展してきております。

このような状況を踏まえ、両制度の利用者である事業者や、事業者に対して保証を活用して融資を行う金融機関の皆様の両制度のさらなる理解の深化や利便性向上を目的に、農林水産省と経済産業省では、両制度の概要に加え、両制度の対象業種等について紹介する事例集を作成いたしました。

事業者や金融機関の皆様におかれましては、本事例集をご活用いただき、両制度をご利用する際の参考としていただければ幸いです。

平成24年7月

農林水産省

経済産業省

【目 次】

1. 農業信用保証保険制度の概要 …… P1
2. 信用補完制度の概要 …… P2
3. 農業信用保証保険制度、信用補完制度の利用者等について …… P3
4. 農業信用基金協会と信用保証協会の連携体制の構築 …… P4
5. 「農業信用保証保険制度」及び「信用補完制度」の対象業種等に
関する事例 …… P5～7
6. 制度に関するお問い合わせ先について …… P7～9

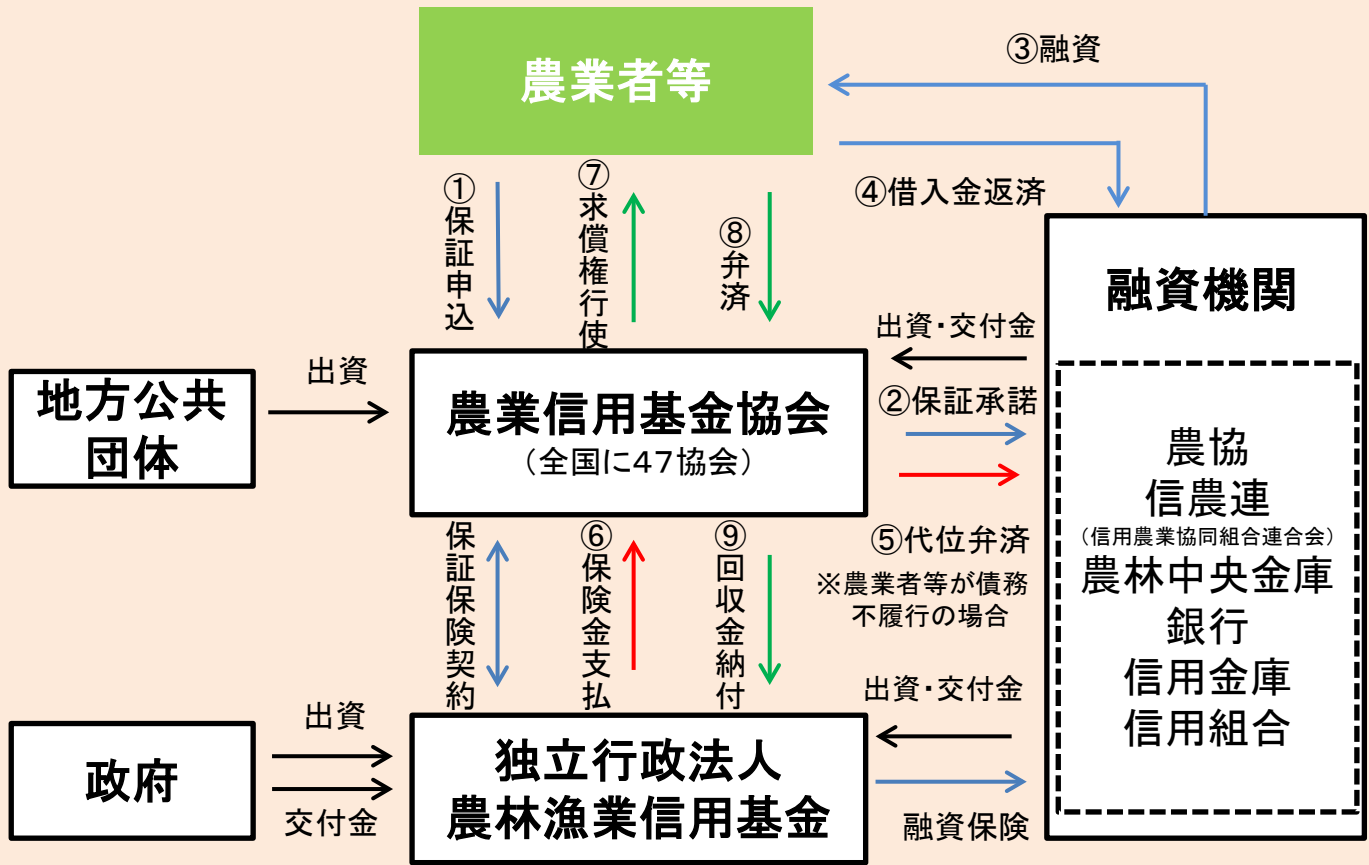
1. 農業信用保証保険制度の概要

農業信用保証保険制度とは、農業者等の信用力を補完し必要とする資金が円滑に供給されることにより、農業経営の改善、農業の振興に資するようになるために設けられた制度です。

具体的には、各県の農業信用基金協会が、銀行等の融資機関から資金の貸付を受ける農業者等の債務を保証し、その保証について独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険により補完する仕組みとなっています。

また、独立行政法人農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が保証する場合を除き、融資機関の大口貸付等について直接保険引受をする融資保険を行っています。

仕組み



【農業者等が負担する保証料の料率】

- ・特定資金(制度資金) → 0.10~1.20%
- ・一般資金(プロパー資金) → 0.10~2.00%

※保証料率はご利用される各資金毎等によって異なります。
 詳細は農業信用基金協会(p8参照)にお問い合わせ下さい。

【ご利用いただける農業者等】

農業信用基金協会の会員になっている農業者等の方及び農業信用基金協会の会員になっている農協の組合員の方がご利用になれます。

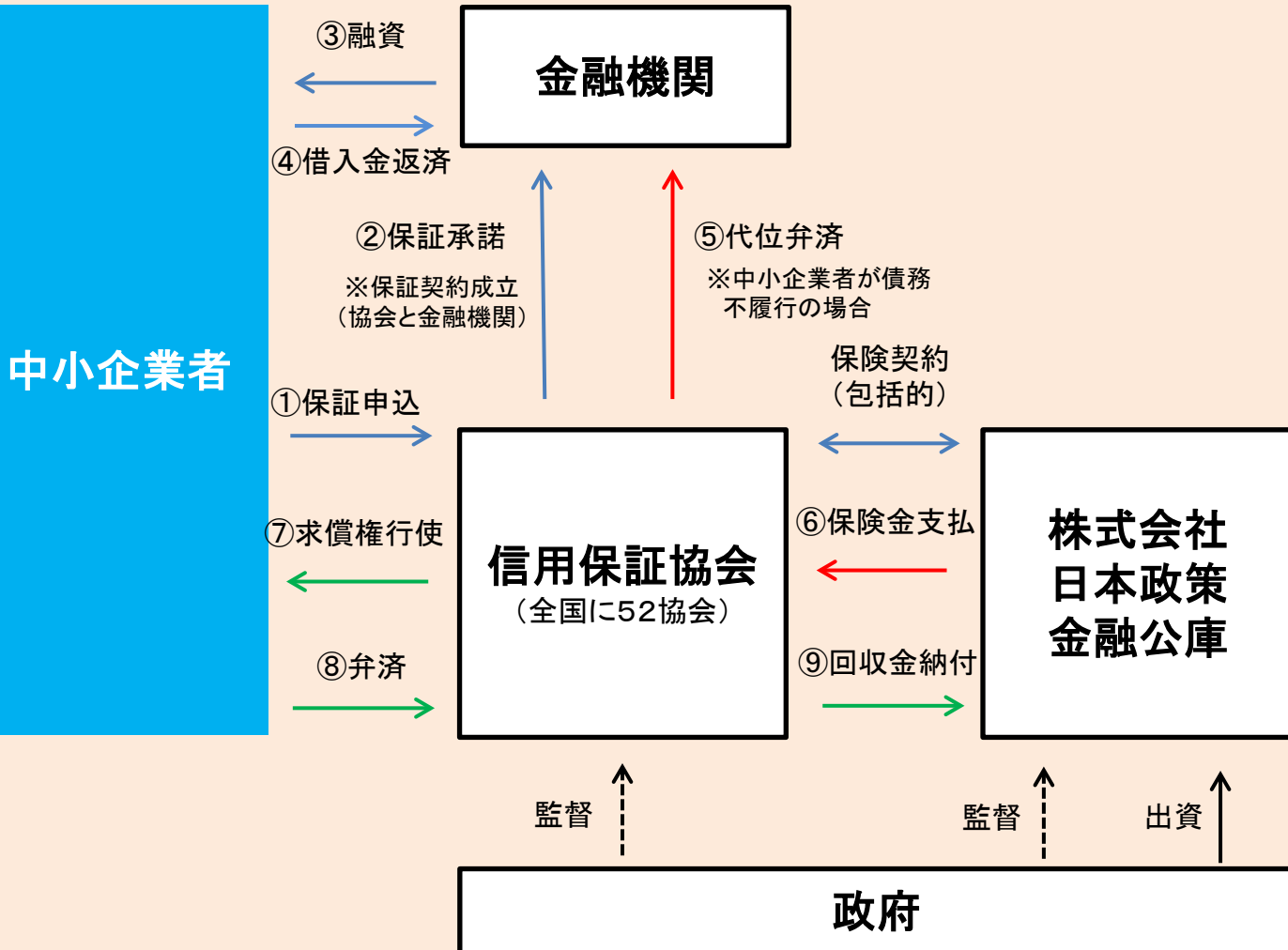
(詳細は3ページをご覧ください)

2. 信用補完制度の概要

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が保証人となってその融資を受けることを容易にし、中小企業者における資金調達を支援する制度が信用保証制度です。この信用保証協会における保証債務の履行(代位弁済)のリスクを日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度が中小企業信用保険制度です。

この2つの制度を総称して、「信用補完制度」と呼んでいます。

仕組み



【中小企業者等が負担する保証料の料率】

一般保証 → 1.15% (平均)

※保証料率のご利用される保証制度等によって異なります。
詳細は信用保証協会 (p9参照) にお問い合わせください。

【ご利用いただける中小企業者】

企業規模・業種等の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。
(詳細は3ページをご覧ください)

3. 農業信用保証保険制度、信用補完制度の利用者等について

【農業信用保証保険制度】
(ご利用先: 農業信用基金協会)

【信用補完制度】
(ご利用先: 信用保証協会)

農業信用基金協会の会員となっている農業者等の方及び農業信用基金協会の会員となっている農協の組合員の方です。

<農業者等の定義>

- ① 農業を営む者及び農業に従事する者
(個人、法人、任意団体のいずれも該当します)
- ② 農協、農業協同組合連合会
- ③ 農業振興公益法人、農業協同会社その他
①、②の者が組織する法人

※①の「農業に従事する者」は、農地を所有せず、また、農業経営を行っていない場合でも、農業を営む者に雇用されている方や委託を受けて農作業を行う方なども該当します。

例えば、建設業者が農作業受託された場合も本制度を利用できます。

従業員規模と資本金規模のいずれか一方が下表に該当する中小企業者の方です。

業種	従業員規模	資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※一部の業種については規模要件が異なります。詳細は信用保証協会(p9参照)にお問い合わせください。

ご利用になれる方

農業者等が必要とする資金が対象です。

右記のとおり農業は信用補完制度において対象外業種となっていますが、農業関連事業のうち、例えば以下に掲げるものは信用保証協会による債務保証の対象となっています。

- 茶作農業(製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。)
- もやし栽培農業(製造加工設備を有するものに限る。)
- 蚕種製造業(製造加工設備を有するもの)
- きのこを生産する事業(※作業所内において工場的生産設備をもって行う菌床栽培方式によるきのこの生産)
- かいわれ大根を生産する事業(※作業所内において工場的生産設備をもって行う苗床栽培方式によるかいわれ大根の生産)

基本的に商工業のほとんどの業種が対象です。

ただし、以下の業種は対象外となっています。

- 農業
- 林業
- (素材生産業及び素材生産サービス業を除く)
- 漁業
- 金融・保険業
- (保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)

対象となる業種等



(参考)
ご利用になれる協会の整理

農業

加工・流通・販売等

農業者等

農業信用基金協会
(一部、信用保証協会)

農業信用基金協会
信用保証協会

中小企業者

農業信用基金協会
(中小企業者であっても、農業を営む者
又は農業に従事する者は利用可)

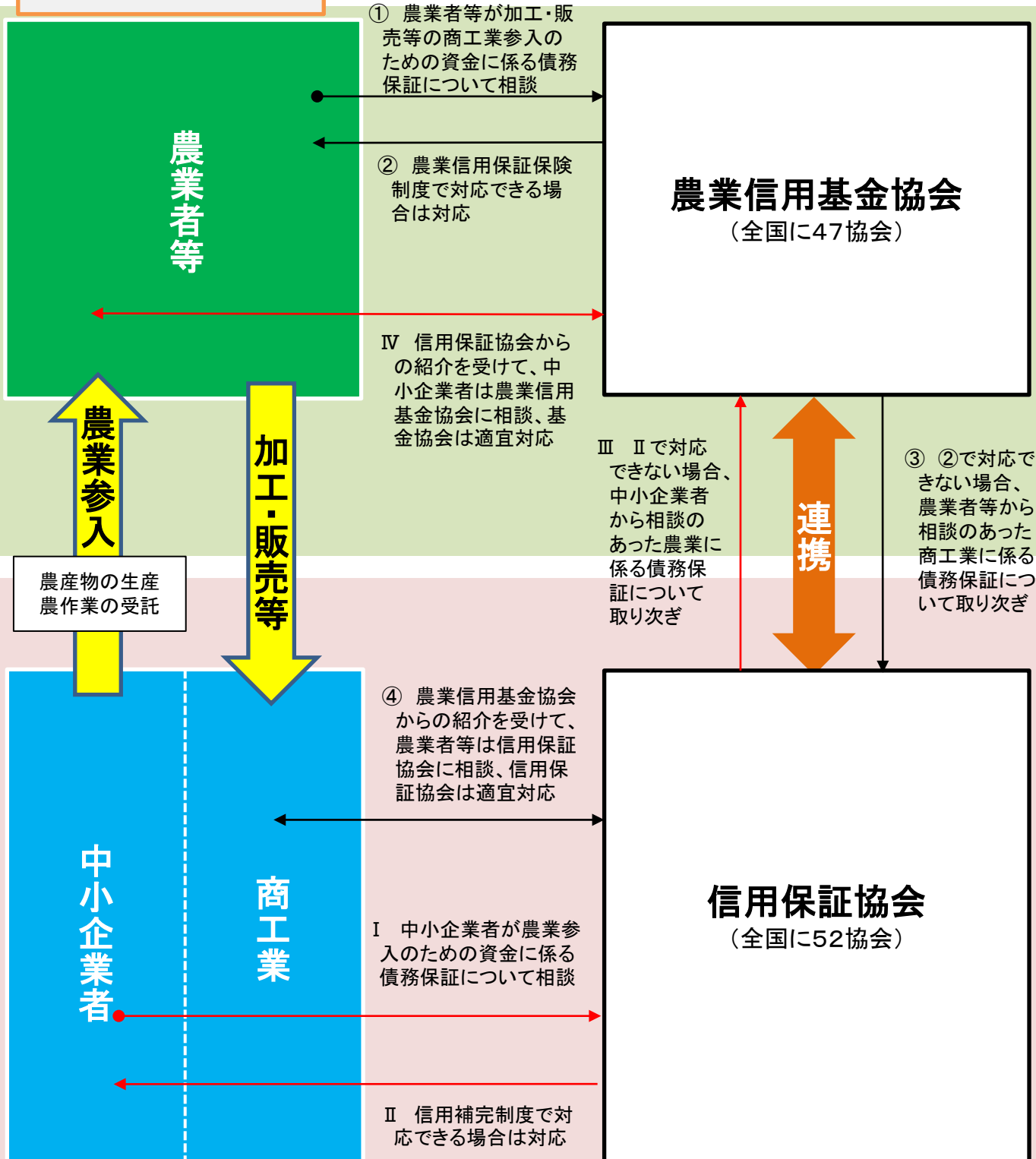
信用保証協会

4. 農業信用基金協会と信用保証協会の連携体制の構築

近年、中小企業者が農業参入するケース、農業者等が生産・加工・販売まで一貫して行うケースが見受けられるため、資金に係る事業者の多様なニーズに対応できるよう、信用保証協会と農業信用基金協会が相互に連絡を取り合うなどの対応を取ることが重要になります。

このため、両協会が連携して事業者の相談に応じるなど、今後、円滑な保証引受けのための連携体制の構築を図っていくこととしております。

連携体制のイメージ



5. 「農業信用保証保険制度」及び「信用補完制度」の対象業種等に関する事例

事例1 建設業者(中小企業者)が農業に進出するケース

農業を営む者の委託を受けて行う田畑の耕起は農作業の一部であり、これを行う建設会社は「農業に従事する者」に該当します。

このため、田畑の耕起に係るトラクター購入のための借入金については、農業信用基金協会による債務保証の対象となります(信用保証協会による債務保証の対象にはなりません)。

(注)農作業の委託範囲は、耕起、土地改良、田植、種蒔、除草、収穫、乾燥、調整等の一部の委託、全部の委託いずれも該当します。

※ これまで建設業者として信用保証協会による債務保証を受けていた方が、新たに農作業を受託してその債務保証を受ける場合、信用保証協会が農業信用基金協会へ迅速に取り次ぐなど、両協会が連携して相談に応じることとしています。

事例2 観光業者(中小企業者)が農業に進出するケース

観光業者が遊園地に隣接する農地を新たに借り上げて来場者に販売する目的で行うイチゴの生産は、農業に該当します。

このため、その生産に必要な農機具、生産施設、借地料、種苗代、肥料代、労賃等の支払のための借入金については、農業信用基金協会による債務保証の対象となります(信用保証協会による債務保証の対象にはなりません)。

なお、「イチゴ農園」のうち、「農業以外の分野」として扱われる部分の借入金については、信用保証協会による債務保証の対象として取り扱うことも可能です。

この場合の「農業以外の分野」としては、イチゴ農園に併設されている「喫茶店」や、「イチゴの売店」等が考えられ、これらの業種に係る事業資金は信用保証協会による債務保証の対象となります。

事例3

レストラン経営者(中小企業者)が農業に進出するケース

レストランの来客に提供するための食材となる農・畜産物の生産は、農業に該当します。

このため、その生産に必要な農機具、生産施設、借地料、種苗代、肥料代、労賃等の支払のための借入金については、農業信用基金協会による債務保証の対象となります(信用保証協会による債務保証の対象にはなりません)。

また、レストラン経営における運転資金・設備資金に要する借入金については、信用保証協会による債務保証の対象となります。

事例4

農業関連事業だが、信用保証協会でも保証できるケース①

農業は信用補完制度において対象外業種となっていますが、農業関連事業のうち、例えば以下に掲げるものは信用保証協会による債務保証の対象となっています。

これらは農業関連事業のため、農業信用基金協会の債務保証の対象でもあります。

- 茶作農業(製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。)
- もやし栽培農業(製造加工設備を有するものに限る。)
- 蚕種製造業(製造加工設備を有するもの)
- 蚕種製造請負業(製造加工設備を有するもの)
- きのこを生産する事業(※作業所内において工場的生産設備をもって行う菌床栽培方式によるきのこの生産)
- かいわれ大根を生産する事業(※作業所内において工場的生産設備をもって行う苗床栽培方式によるかいわれ大根の生産)
- ふ卵業(人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。)

事例5

農業関連事業だが、信用保証協会でも保証できるケース②

菌床栽培方式(おがくず、米ぬか等を用いてビン等の容器による栽培のこと)によるきのこの生産であって、作業所内において工場的生産設備(最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要)をもって生産、卸売する事業は、製造業に該当します。

このため、その事業の振興に必要な資金のための借入金については、信用保証協会による債務保証の対象となります。

また、これは農業信用基金協会の債務保証の対象でもあります。

事例6

農業者が生産から加工・販売まで一貫して手がけるケース

農業者が必要とする資金については、農業信用保証保険制度における保証の対象としています。

このため、農業者が生産のみならずこれに直接関連する加工、流通、販売等の事業を行う場合は、農業信用基金協会の債務保証の対象となります。

なお、加工や流通等にかかる事業については、信用保証協会の債務保証の対象でもあります。

6. 制度に関するお問い合わせ先について

農業信用保証保険制度と信用補完制度、どちらの制度を活用すればよいかご不明の場合は、お近くの農業信用基金協会または信用保証協会にご相談下さい。

※ 両制度に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

(農業信用保証保険制度について)・・・p8参照

・農業信用基金協会

または

・農林水産省経営局金融調整課 まで

(信用補完制度について)・・・p9参照

・信用保証協会

または

・経済産業省中小企業庁事業環境部金融課 まで

農業信用基金協会 一覧

	〒	住所	電話番号
北海道農業信用基金協会	060-0004	札幌市中央区北四条西1丁目1番地北農ビル14階	011-232-6085
青森県農業信用基金協会	030-0847	青森市東大野2丁目1番地15	017-762-2751
岩手県農業信用基金協会	020-0022	盛岡市大通1丁目2番1号産業会館2階	019-626-8564
宮城県農業信用基金協会	980-0011	仙台市青葉区上杉1丁目2番16号JAビル宮城6階	022-264-8661
秋田県農業信用基金協会	010-0976	秋田市八橋南2丁目10番16号	018-864-2394
山形県農業信用基金協会	990-0042	山形市七日町3丁目1番16号山形県JAビル6階	023-634-8272
福島県農業信用基金協会	960-0231	福島市飯坂町平野字三枚長1番地1	024-554-3225
茨城県農業信用基金協会	310-0022	水戸市梅香1丁目1番4号	029-232-2290
栃木県農業信用基金協会	320-0033	宇都宮市本町12番11号	028-626-2350
群馬県農業信用基金協会	379-2147	前橋市亀里町1310番地	027-220-2167
埼玉県農業信用基金協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048-829-3455
千葉県農業信用基金協会	260-0031	千葉市中央区新千葉3丁目2番6号	043-245-7470
東京都農業信用基金協会	190-0023	立川市柴崎町3丁目5番24号JA東京第2ビル4F	042-528-1364
神奈川県農業信用基金協会	243-0013	厚木市泉町3番13号厚木駅前農協会館2階	046-226-5191
山梨県農業信用基金協会	400-8530	甲府市飯田1丁目1番20号	055-223-3601
長野県農業信用基金協会	380-0826	長野市大字南長野北石堂町1177番地3JA長野県ビル10階	026-236-2412
新潟県農業信用基金協会	951-8116	新潟市中央区東中通1番町189番地3JA新潟ビル7階	025-230-2411
富山県農業信用基金協会	930-0006	富山市新総曲輪2番21号	076-445-2322
石川県農業信用基金協会	920-0383	金沢市古府1丁目220番地	076-240-5584
福井県農業信用基金協会	910-0005	福井市大手3丁目2番18号	0776-27-8295
岐阜県農業信用基金協会	500-8367	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	058-276-5253
静岡県農業信用基金協会	422-8691	静岡市駿河区南町14番25号エスパティオ4階	054-284-9872
愛知県農業信用基金協会	465-8502	名古屋市名東区社口二丁目301番地	052-715-5177
三重県農業信用基金協会	514-0006	津市広明町122番地の1	059-229-9211
滋賀県農業信用基金協会	520-0807	大津市松本1丁目2番20号滋賀県農業教育情報センター5階	077-521-1722
京都府農業信用基金協会	601-8585	京都市南区東九条西山王町1番地京都JA会館内	075-681-4527
大阪府農業信用基金協会	541-0043	大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号JA大阪センタービル9階	06-6204-3626
兵庫県農業信用基金協会	650-0024	神戸市中央区海岸通1番地	078-333-5855
奈良県農業信用基金協会	630-8131	奈良市大森町57番地の3奈良県農協会館内	0742-27-4180
和歌山県農業信用基金協会	642-0002	海南市日方1520番地	073-499-5790
鳥取県農業信用基金協会	680-0833	鳥取市末広温泉町723番地	0857-23-0154
島根県農業信用基金協会	690-0887	松江市殿町19番地1	0852-31-3628
岡山県農業信用基金協会	700-0826	岡山市北区磨屋町9番18の401号	086-232-2382
広島県農業信用基金協会	730-0051	広島市中区大手町4丁目7番3号	082-247-4257
山口県農業信用基金協会	754-0002	山口市小郡下郷2139番地	083-973-3290
徳島県農業信用基金協会	770-0011	徳島市北佐古一番町5番12号	088-634-2653
香川県農業信用基金協会	760-0023	高松市寿町1丁目3番6号	087-825-0281
愛媛県農業信用基金協会	790-8555	松山市南堀端町2番地3	089-948-5677
高知県農業信用基金協会	780-8511	高知市北御座2番27号	088-802-8045
福岡県農業信用基金協会	810-0001	福岡市中央区天神4丁目10番12号JA福岡県会館信連別館6階	092-711-3840
佐賀県農業信用基金協会	840-0803	佐賀市栄町2番1号	0952-25-5301
長崎県農業信用基金協会	850-0862	長崎市出島町1番20号	095-820-2081
熊本県農業信用基金協会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町2番3号	096-328-1270
大分県農業信用基金協会	870-0044	大分市舞鶴町1丁目4番15号農業会館5階	097-538-6456
宮崎県農業信用基金協会	880-0032	宮崎市霧島1丁目1番地1JAビル2階	0985-31-2241
鹿児島県農業信用基金協会	890-0064	鹿児島市鴨池新町15番地JA鹿児島県会館7階	099-258-5635
沖縄県農業信用基金協会	900-0023	那覇市楚辺2丁目33番18号	098-831-5321
農林水産省経営局 金融調整課	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	03-6744-2171

信用保証協会 一覽

	〒	住所	電話番号
北海道信用保証協会	060-8670	札幌市中央区大通西14-1	011-241-5554
青森県信用保証協会	030-8541	青森市新町2-4-1	017-723-1351
岩手県信用保証協会	020-0062	盛岡市長田町6-2	019-654-1500
宮城県信用保証協会	980-0014	仙台市青葉区本町2-16-12	022-225-6491
秋田県信用保証協会	010-0923	秋田市旭北錦町1-47	018-863-9011
山形県信用保証協会	990-8580	山形市城南町1-1-1	023-647-2245
福島県信用保証協会	960-8053	福島市三河南町1番20号	024-526-2331
茨城県信用保証協会	310-0801	水戸市桜川2-2-35	029-224-7811
栃木県信用保証協会	320-8618	宇都宮市中央3-1-4	028-635-2121
群馬県信用保証協会	371-0026	前橋市大手町3-3-1	027-231-8816
埼玉県信用保証協会	330-9608	さいたま市大宮区桜木町1-7-5	048-647-4711
千葉県信用保証協会	260-8501	千葉市中央区中央4-17-8	043-221-8181
東京信用保証協会	104-8470	中央区八重洲2-6-17	03-3272-2251
神奈川県信用保証協会	220-8558	横浜市西区桜木町6-35-1	045-681-7172
横浜市信用保証協会	231-8505	横浜市中区山下町22	045-662-6622
川崎市信用保証協会	210-0024	川崎市川崎区日進町1-66	044-211-0503
新潟県信用保証協会	951-8640	新潟市中央区川岸町1-47-1	025-267-1311
山梨県信用保証協会	400-0035	甲府市飯田2-2-1	055-235-9700
長野県信用保証協会	380-0838	長野市南長野県町597-5	026-234-7288
静岡県信用保証協会	420-8710	静岡市葵区追手町5-4	054-252-2120
愛知県信用保証協会	453-8558	名古屋市中村区椿町7-9	052-454-0500
名古屋市信用保証協会	460-0008	名古屋市中区栄2-12-31	052-212-3011
岐阜県信用保証協会	500-8503	岐阜市藪田南5-14-53	058-276-8123
岐阜市信用保証協会	500-8813	岐阜市明德町2	058-267-4553
三重県信用保証協会	514-0003	津市桜橋3-399	059-229-6021
富山県信用保証協会	930-8565	富山市総曲輪2-1-3	076-423-3171
石川県信用保証協会	920-0918	金沢市尾山町9-25	076-222-1511
福井県信用保証協会	918-8004	福井市西木田2-8-1	0776-33-1800
滋賀県信用保証協会	520-0806	大津市打出浜2-1	077-511-1300
京都信用保証協会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17	075-314-7221
大阪府中小企業信用保証協会	541-8548	大阪市中央区南本町4-3-6	06-6244-7121
大阪市信用保証協会	541-0053	大阪市中央区本町1-4-5	06-6260-1700
兵庫県信用保証協会	651-0195	神戸市中央区浪花町62-1	078-393-3900
奈良県信用保証協会	630-8668	奈良市法蓮町163-2	0742-33-0551
和歌山県信用保証協会	640-8158	和歌山市十二番丁39	073-423-2255
鳥取県信用保証協会	680-0031	鳥取市本町3-201	0857-26-6631
島根県信用保証協会	690-8503	松江市殿町105	0852-21-0561
岡山県信用保証協会	700-8732	岡山市北区野田2-12-23	086-243-1121
広島県信用保証協会	730-8691	広島市中区上幟町3-27	082-228-5500
山口県信用保証協会	753-8654	山口市中央4-5-16	083-921-3090
香川県信用保証協会	760-8661	高松市福岡町2-2-2-101	087-851-0061
徳島県信用保証協会	770-0865	徳島市南末広町5-8-8	088-622-0217
高知県信用保証協会	780-0901	高知市上町3-13-14	088-823-3261
愛媛県信用保証協会	790-8651	松山市一番町4-1-2	089-931-2111
福岡県信用保証協会	812-8555	福岡市博多区博多駅南2-2-1	092-415-2600
佐賀県信用保証協会	840-8689	佐賀市松原1-2-35	0952-24-4340
長崎県信用保証協会	850-8547	長崎市桜町4-1	095-822-9171
熊本県信用保証協会	860-8551	熊本市中央区南熊本4-1-1	096-375-2000
大分県信用保証協会	870-0026	大分市金池町3-1-64	097-532-8336
宮崎県信用保証協会	880-0804	宮崎市宮田町2-23	0985-24-8251
鹿児島県信用保証協会	892-0821	鹿児島市名山町9-1	099-223-0273
沖縄県信用保証協会	900-0016	那覇市前島3-1-20	098-863-5302
中小企業庁事業環境部金融課	100-8912	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-2876